

■診療費自動支払機 詳細仕様書

1.性能及び機能に関する要件に関し、以下の要件を満たすこと。	
1-1	病院で使用する医事会計システムと診療費支払機の接続をすること。また既存のインターフェースを変更することなく接続可能なこと。 (医事会計システム側の変更や確認テストに費用が発生する場合は本入札金額に計上すること。)
1-2	LAN接続(TCP/IP ソケットインターフェース)で接続できること。
1-3	接続方法は、各支払機がそれぞれ、医事会計システムと直接通信する仕組みをとり、障害発生時に一斉ダウンしない仕組みであること(管理サーバ経由でないこと)。
1-4	診療費支払機本体に、診察券(磁気カード・JISⅡ型)の挿入、バーコードをかざすことにより、診療費支払機の画面に当該患者の請求金額を表示できること。
1-5	収納を制限する情報を医事会計システムより受け取り、その旨の内容を表示できること。また、医事会計システムと連動して、病院指定金額以上の請求金額が発生した場合や病院が指定した患者が支払いを行おうとした場合、診療費支払機側にて収納を制限できること。
1-6	診療費支払機に診療料金が入金されることにより、医事会計システムの未収情報が入金済み状態になり、領収書、診療明細書が発行可能なこと。
2.診療費支払機本体機能に関し、以下の要件を満たすこと。	
2-1	貨幣識別レベルは、金融機関レベルの識別基準で、偽装紙幣や偽造硬貨、外貨の収納を防止できること。また、硬貨の識別に「画像センサー」を内蔵していること。
2-2	車椅子に座ったままで、自動精算機本体正面から無理な姿勢をしないで操作できること。
2-3	「音声」での操作ガイダンス機能があり、利用者が任意で日本語／英語／中国語の3か国語以上に切替できること。
2-4	堅牢性は、日本自動販売機工業会が定めるレベル2に準拠した強度であること。
2-5	診察券／領収書／診療明細書／つり銭紙幣／つり銭硬貨の排出時は、完全に抜き取られるまで、センサー検知を行い警告音を発生できること。
2-6	つり銭硬貨「1枚」の取忘れであってもセンサー検知し警告音を発生できること。また、警告後は診療費支払機の機内に自動回収し監視モニターに通知すること。
2-7	領収書／診療明細書の取忘れは、残1枚の取忘れでもあってもセンサー検知し警告音を発生できること。複数枚出力時でも同様であること。
2-8	カード(診察券、クレジット・キャッシュカード)を取忘れの際は、任意の設定時間経過後に回収ボックス(個人情報保護の為、鍵付きBOXであること)へ取込む機能を有していること。 また、その際は休止することなく次の取引が行えること。回収したカードがある場合は監視モニターに通知すること。
2-9	紙幣挿入口、紙幣返却口、硬貨入出金口には、いづれもイタズラ防止の為、開閉シャッターがあること。開閉シャッターは診察券挿入後もしくはバーコードをかざした後に開閉すること。
2-10	本体電源及び、取扱時間、再起動時間、カード決済運用切替時間のタイマースケジュール設定ができること。また、タイマースケジュールは、診療費支払機本体と監視モニターのどちらでも設定できること。
2-11	本体扉を開けたまま、エラー解除が行えるように、患者様の操作画面の他に、係員専用の操作画面があること(患者様用と職員用に2画面あること)。
2-12	領収書、診療明細書の発行以外の機能として、クレジットカード、デビットカード利用控えは「80mm幅」のサーマルプリンタで印字可能であること。
2-13	80mmサーマルプリンタで、職員操作による現金の入出金操作の金種情報(釣銭装填、補充、全回収、一部回収、両替ジャーナル他)の発行を、都度自動で行えること。
2-14	お支払いが完了している場合は、診療費支払機の画面または監視モニターで取引結果(何を何枚入れたか等)の内容を印刷して、患者様に説明する手段があること。 仮にお支払い未完了の場合でも、診療費支払機の画面で、貨幣を何枚入れたかどうか等の内容を表示し、患者様に画面を見せながら説明することができること。
2-15	職員が現金操作等を行う場合、職員ID/パスワード等の入力ができ操作履歴が残せること。 また入力操作を行わなかった場合、後で管理者の確認が必要な機能を有すること。
2-16	現金カード併用機、現金を扱わないカード専用機、カードを扱わない現金専用機に変更対応可能なこと。また、変更の際に費用はかからないこと。
3.金銭処理機能に関し、以下の要件を満たすこと。	
3-1	入金処理は、以下の金種以上の取扱いができること。 紙幣 全金種(一万円、五千円、二千円、千円) 硬貨 全金種(五百円、百円、五十円、十円、五円、一円)
3-2	入金方法は、入院支払いにも対応する為、一度の投入で「紙幣100枚以上」、「硬貨100枚以上」の一括混在投入ができること。
3-3	紙幣取込み速度は、「毎秒5枚以上」の高速取込みであること。
3-4	出金処理は、以下の金種以上の取扱いができること。 紙幣 3金種(万円、五千円、千円) 硬貨 全金種(五百円、百円、五十円、十円、五円、一円)
3-5	紙幣収納枚数は、金種混在で合計1,700枚以上であること。
3-6	硬貨収納枚数は、金種混在で合計2,700枚以上であること。
3-7	硬貨収納枚数は、金種ごとに固定された収納枚数ではなく、最大収納枚数内でフレキシブルに収納、入出金可能なこと。※硬貨は金種別に収納枚数が指定されていないこと。
3-8	紙幣硬貨ともに、入金、出金時どちらの動作時も真偽判定する機能があること。
3-9	受入れ金額の一時保留機能があり、投入現金の現物返却ができること(紙幣・硬貨ともに、それぞれ100枚保留できること)。
3-10	硬貨投入口に異物が投入された際は、自動精算機下部にある異物排除BOXに自動排除し、精算機の画面で異物返却があることを患者様に通知すること。また、取忘れないよう誘導すること。
3-11	紙幣、硬貨の装填は、紙幣は投入口からの混合一括計数装填(一括100枚混合、毎秒5枚)、硬貨は機内にセットされた状態で「カギ付きカセット金庫」からの混合一括自動計数装填であること。 また、装填、途中補充は、紙幣硬貨どちらも投入口からの混合一括自動計数装填もできること(紙幣硬貨ともに、混合一括100枚)。※装填前に装填金額の手入力等は一切ないこと。
3-12	管理及び運搬時の負担を軽減する為、紙幣カセット、硬貨カセットは、それぞれ1個づつ計2個であること。
3-13	紙幣、硬貨共にカギ付きのカセット金庫であること。また、硬貨は機内にセットされた状態で混合一括自動計数回収ができること(手入力が一切ないこと)。
3-14	紙幣、硬貨共に金庫回収指示は、診療費支払機用監視モニターから遠隔指示が可能であること。回収操作完了時に、監視モニターから完了アラームがなること。
3-15	貨幣回収方法として、病院で任意に全額回収/売上金回収の選択ができること。
3-16	エラー発生時は、詳細な解除ガイダンスによる誘導画面がでること。また、取出した現金の機内現金戻し等も精算機側の画面で誘導し、自動計数戻しすること。

4.カード対応機能に関し、以下の要件を満たすこと。	
4-1	クレジットカード、デビットカード払いの対応ができること。
4-2	一括払いの他に、分割払い対応にも対応可能なこと。また支払回数は病院とカード会社の契約内容に基づき対応可能なこと。
4-3	一括払いのみの場合でも、一括払いであることを画面または音声で、患者様へ確認させる機能があること(シール等の掲示は不可)。
4-4	カード支払い時は支払い回数選択後、画面に「氏名・金額・支払い回数」を再表示し、確認ボタンを押さないと決済が完了しないこと。また、選択内容を変更できること。
4-5	現金を扱わないカード専用機として利用でき、病院が任意に切替操作できること。
4-6	現在の診療費支払機と同様に、クレジットカード利用控え、デビットカード利用控えは、領収書用紙(診療明細書用紙)とは別用紙「80mmサーマルプリンタ」で出力可能なこと。
4-7	支払方法の選択はクレジットカード、デビットカード払いを利用する場合のみ発生すること。(現金払いの場合は操作不要であること。)
4-8	決済エラー時(暗証番号間違い等)にエラー内容を画面に表示可能なこと。また80mmサーマルプリンタにエラー内容の印字も可能なこと。
4-9	診療費精算機本体が複数台の場合でも、通信回線(ISDN回線、光回線等)は1回線に対応できること。
4-10	クレジットカード、デビットカードの取消処理は、患者様の個人情報保護とその場で取消処理することで不正を防止する為、診療費支払機本体で実施できること(係員機能)。また、取消し結果が患者様と職員の管理用に出力されること。
4-11	クレジットカードの読取りに関しては、平成28年12月9日公布「割賦販売法の一部を改正する法律」「ICチップ読取り対応(EMV対応)」に対応、もしくは確約していること。また、患者の使い勝手を考慮し、EMV対応オートローディング方式カードリーダー、PCI PTS準拠PINPADを搭載すること。
4-12	クレジットカード、デビットカード対応時の暗証番号入力用PINPADは同一ユニットであること。
4-13	カードユニットは防犯対策が施してあり、カードユニット開閉部にも鍵が付いていること。
5.画面表示機能に関し、以下の要件を満たすこと。	
5-1	15インチ以上のTFTカラー液晶タッチパネルディスプレイであること。
5-2	「画面表示」は利用者が任意で日本語/英語/中国語の3か国語以上に切替ができること。
5-3	患者様のプライバシーを考慮して、後ろの人から見えにくいプライバシーシートを装備していること。
5-4	タッチパネルは抗菌対応されていること。
5-5	受診年月日、診療科名及び請求額は10件以上画面表示できること。
5-6	患者様の操作性を考慮し、操作エリアは上部に集中レイアウトされていること。
5-7	患者様のプライバシーを考慮して、患者様ご自身の体で、お名前、診療科が後ろから見えない画面配置を採用していること。
6.領収書印刷機能に関し、以下の要件を満たすこと。	
6-1	レーザープリンタにて、領収書と診療明細書の発行が可能なこと。
6-2	領収書/診療明細書は「最大A4サイズ/1,000枚以上」の発行が可能なこと。
6-3	領収書、診療明細書はオーバーレイによるフル印字とプレ印刷による印字のどちらも選択対応可能なこと。
6-4	領収書/診療明細書は、医事会計システムと同一フォーマットにて普通紙で発行可能なこと。
6-5	領収書、診療明細書の他に、薬引換え券の印字が可能なこと。
6-6	診療明細書は、患者様が任意で「発行可否」を選択できること。また、無条件発行の設定も可能なこと。医事会計と連動して、発行不能になる仕組みが可能なこと。
6-7	領収書、診療明細書を複数枚発行する場合は、用紙の抜き取りをしなくても次の用紙が印字されること。また、連続発行しても、患者様はワンハンドで、まとめて一度に抜き取り可能なこと。
6-8	用紙補充、エラー対応、消耗品交換時は、プリンタ本体を回転させることが可能で、支払機正面から対応することが可能であること。
7.診療費支払機用監視モニターに関し、以下の要件を満たすこと。	
7-1	以下の遠隔指示機能を有すること。 ・紙幣、硬貨の回収カセット金庫への回収指示 ・現金専用対応/現金・カード併用対応/カード専用対応への切替指示及び取扱指示 ・データ検索機能 ・各支払機の機器状態表示機能 ・エラー発生時のエラー詳細の表示機能 ・エラー及び係員呼出ボタン押下時のエラー警告を特別な配線無しに発生できる機能
7-2	釣銭切れや領収書用紙切れの事前警告機能により、機器停止を未然に防ぐ機能があること。
7-3	日計表、カード日計表の帳票出力機能を有すること。また、CSV形式でファイル保存できること。
7-4	診療費支払機用監視モニターに関しても、保守契約で対応できること。
7-5	データ検索は、取引データを「90日以上」保持できること。またその間は、いつでも検索可能なこと。
7-6	診療費支払機の係員呼出ボタンの押下時に、特別な配線なしで(LAN経由)、監視パソコンに警告する機能があること。
7-7	ウイルス対策ソフトがインストールされていること。またソフトについては病院側と協議し、承認を得ること。
8.障害支援体制について、下記の要件を満たすこと。	
8-1	障害発生時は、迅速に保守する体制が整っていること。
8-2	製造中止後7年間の保守対応が可能なこと。
8-3	本稼動日より「1年間保守無償保証」とすること。
9.その他	
9-1	取扱い方法については教育訓練を行うこと。
9-2	診療費支払機に関わる消耗品(領収書用紙、明細書用紙含む)は、診療費支払機メーカーからの指定購入ではなく、病院側にて選定した業者より一般的に購入ができること。また、診療費支払機メーカーからの購入でなくてもメーカー保証にて対応すること。
9-3	拡張機能として、診療料金後払いシステムと連携できる機能を有すること。
9-4	設置に伴う電源、LAN(院内ネットワーク)については、既設設備を使用すること。